

生野区青少年福祉委員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱に基づき、生野区における青少年福祉委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 青少年福祉委員の定数は概ね町会数とする。

(業務)

第3条 青少年福祉委員は、毎年度定める事業計画に沿って、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年指導員活動への支援に関すること
- (2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関すること
- (3) 地域における青少年の健全育成に関すること
- (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項

(選考会の設置)

第4条 青少年福祉委員の選考にあたっては、区に区選考会を、各地域に地域選考会を設ける。

- 2 地域選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区選考会に推薦を行う。
- 3 地域選考会は、各地域の地域活動協議会、地域振興会、社会福祉協議会、青少年福祉委員協議会、青少年指導員協議会、PTAおよび民生委員児童委員などの代表者で構成する。
- 4 区選考会は、各地域選考会からの推薦について検討を行い、区長に推薦する。
- 5 区選考会は、区の区政会議、地域振興会、社会福祉協議会、青少年福祉委員協議会、青少年指導員協議会、PTA、民生委員児童委員および学校などの代表者で構成する。

(選考基準)

第5条 青少年福祉委員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。
- (2) 青少年指導員の経験者等、青少年問題に深い関心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
- (3) 年齢満30歳以上65歳未満の者

ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るため、弾力的に運用することができる。

- (4) 青少年福祉委員の推薦にあたっては、地域関係団体の長以外の人の登用をはかることが望ましい。
- (5) 青少年指導員経験者の登用をはかることが望ましい。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、青少年福祉委員に関し必要な事項は、生野区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 2 青少年福祉委員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱は令和3年12月1日から施行する。